

山梨県公報

山梨縣公報

一月三十日	令和八年	号外第五号
金曜日		

等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行することとした。

条例

山梨県知事
長崎幸太郎

山梨県条例第一号
山梨県監査委員条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県監査委員条例（昭和四十八年山梨県条例第四十二号）の一部を次のよう

第六条及び第七条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年山梨県条例第

本則中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」

め、本則第一号中「第一百七十三条の四第一項第一号」を「第一百七十三条の五第一項第

第五項第一号に改める。

第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月二十四日）から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県医薬品、医療機器等の品

ここに公表する。

令和八年一月三十日

山梨県知事
長崎幸太郎

山梨県公報号外 第五号 令和八年一月三十日

山梨県条例第二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

（青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正）

第一条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第五十条第十一号」を「第五十条第十三号」に改める。
(山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表十六の項中「第十四条第七項（同条第十五項）」を「第十四条第六項（同条第十三項）」に改め、同表十七の項中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。